

「国定公園及び県立自然公園に係る公園事業取扱方針（案）」について

自然保護課

1 作成の背景と経緯

長野県では、山域の将来像に沿った登山道整備の推進や、地域と協働して自然公園の管理を進める体制づくりなどにより、自然公園を積極的に活用した「世界水準の山岳高原観光地づくり」を進めてきました。

このたび、県立自然公園にも「公園事業制度」を導入したこと等を踏まえ、より実効性のある自然環境の保全及び適正な利用を図るため、新たに「国定公園及び県立自然公園に係る公園事業取扱方針（以下「公園事業取扱方針」という。）」を作成することとしました。

2 自然公園制度

自然公園では、風致景観を保護するため公園計画に基づいて区域が指定され、一定の開発行為が規制されています。

併せて、公園計画に基づく施設を「公園事業」として執行し、風致景観の保護とその利用の増進を図る制度となっています。

地種区分	特別保護地区	特別地域			普通地域
		第1種	第2種	第3種	
規制内容	現状変更は、 <u>原則不可</u> 。※要許可	「工作物の新・改・増築」、「木竹の伐採」、「土地の形状変更」、「指定植物の採取・損傷」等は、 <u>要許可</u> 。			一定規模を超える行為は、 <u>事前に届出</u> 。
規制の程度					
公園事業	いずれの地種区分においても、公園事業として執行されるものは、規制がかからない。				

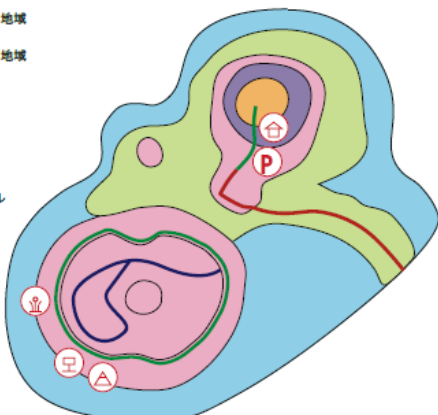
保護のための計画

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

利用のための計画

- 園地
- 山小屋・ホテル
- キャンプ場
- 駐車場
- ピクニックセンター
- 車道
- 歩道
- 遊覧船

公園計画概念図



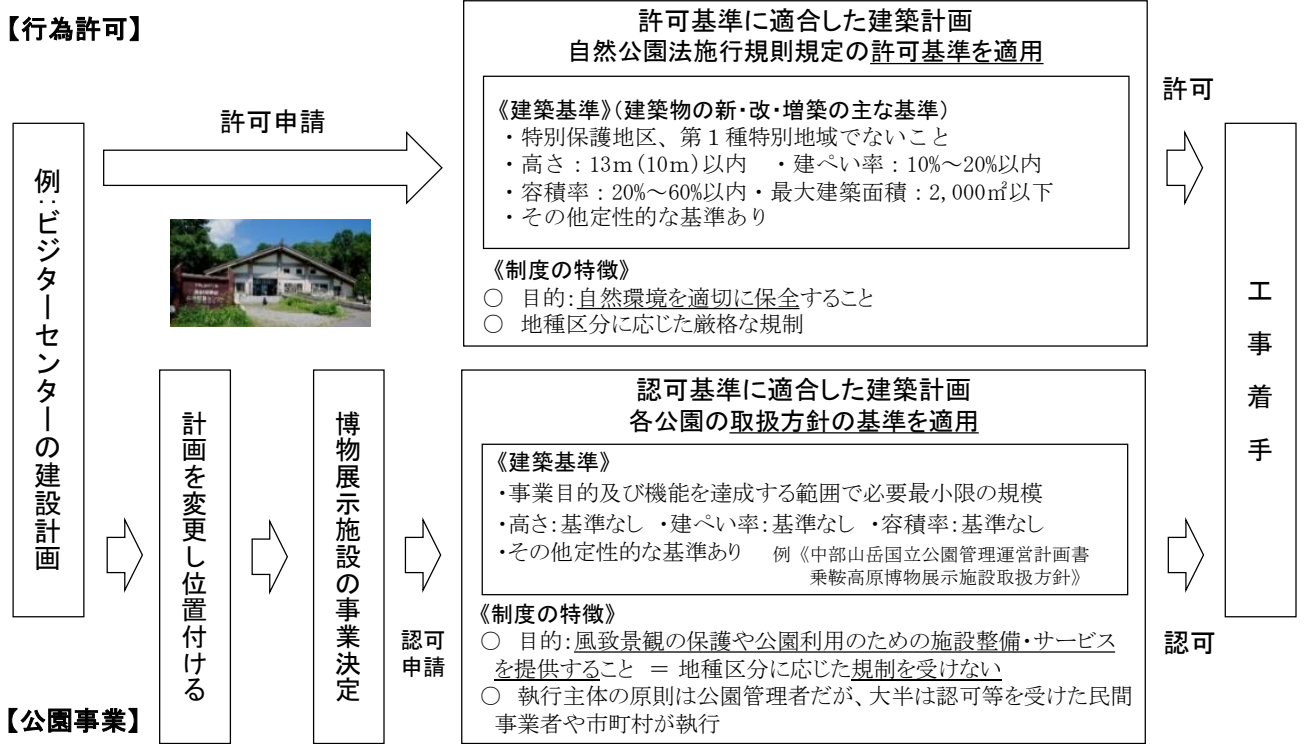
☆ 公園事業の対象施設（自然公園法施行令第1条）

道路及び橋	運輸施設
広場及び園地	給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
宿舎及び避難小屋	博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
休憩所、展望施設及び案内所	植生復元施設及び動物繁殖施設
野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設	砂防施設及び防火施設
他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機	自然再生施設

3 「行為許可」と「公園事業」の違い 《ビジターセンター建設の例》

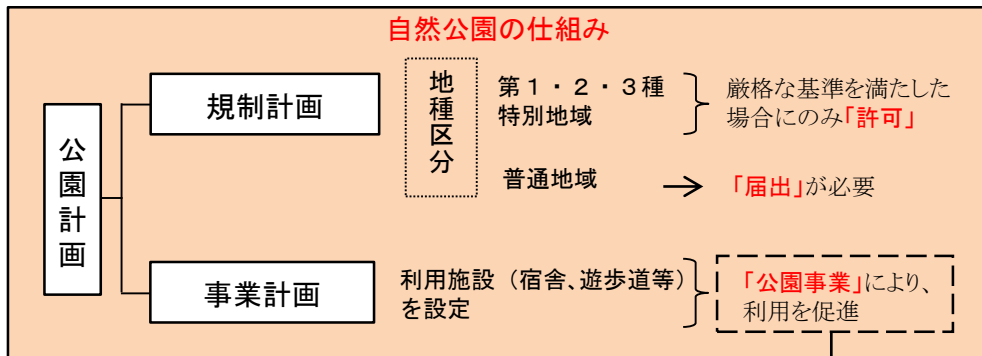
公園計画への位置付けの有無(=公園に必要かどうか)により、施設の取扱いが異なります。

公園事業の執行は規制がかからないため、事業目的に見合った必要な整備が可能となりますが、公園事業として執行されない限り行為許可での対応となり、現行の規制内容は変更ありません。

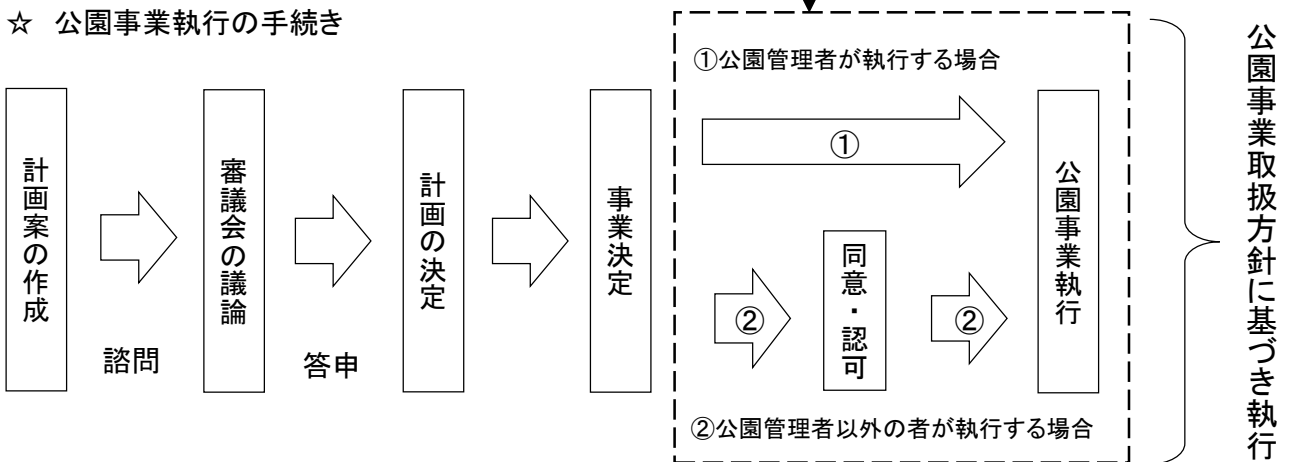


※他法令(文化財、保安林等)の手続きや土地所有者の承諾は、別途必要

4 公園事業取扱方針の位置付け



☆ 公園事業執行の手続き



5 現行の公園事業の取扱い（執行認可方針）

本県の国定公園内における公園事業については、従来、「国定公園事業に係る執行認可方針」（昭和62年7月20日付け62環第214号 地方事務所長及び市町村長あて長野県生活環境部長通知。以下「執行認可方針」という。）に基づき執行されてきました。

しかし、作成されてから見直されていないため、主に以下の問題点があります。

(1) 公園事業の対象となる施設の取扱いについて、一部のものしか定められていない

☆ 執行認可方針の取扱い

取扱いの定められている対象施設(8施設のみ)	宿舎、スキー場、車道、歩道、園地、野営場、舟遊施設、博物館
------------------------	-------------------------------

(2) 施設の取扱いが許可基準と同程度のものがある等、必要な施設整備が進まない

☆ 許可基準と執行認可方針の比較（宿舎の例）

建築物の新・改・増築の許可基準		宿舎事業の執行認可方針
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)	総建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%未満。 ただし、既に20%を超えているものは、既存施設の建ぺい率を超えないものとする。
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	
第3種特別地域	20%以下	

6 公園事業取扱方針（案）のポイント

自然公園は、行為許可・届出制度を通じて風致景観を保護する一方で、他方、公園事業制度により主に利用の増進を図る制度となっていますが、現行の執行認可方針では、上記「5 現行の公園事業の取扱い」のとおり、公園事業の執行が進まない状況にあります。

そこで、「世界水準の山岳高原観光地」を目指す本県として、本県の管理する国定公園及び県立自然公園について、より実効性のある自然環境の保全と適正な利用を図るため、公園事業取扱方針（案）を作成しました。

(1) 国定公園・県立自然公園共通で、標準的な取扱い

各自然公園にはそれぞれ独自の自然環境や歴史的・文化的景観が存在するとともに、長年に渡って培われてきた利用形態が定着し、かつ、その変化に対応していく必要もあることから、公園事業についても、各地域の特性に見合った取扱いが求められます。

※ 環境省の所管する国立公園の場合、地域の実情に即した公園管理業務を図る「管理運営計画書」が各地域単位で作成され、その中で公園事業の取扱方針が定められています。

この点につき、取扱いが定められていない地域においても公園事業の円滑な執行を確保するため、本県の管理する国定公園及び県立自然公園共通で標準的な取扱方針を作成し、すでに各公園・各地域で独自の基準等が作成・整備されている場合又は今後作成・整備された場合、公園事業の取扱いは、各公園・各地域の個別の取扱いの定めによることとします。

そのため、公園事業取扱方針（案）の内容は、県内5つの国立公園の各管理運営計画書を基に作成することで、県内の自然公園にとって一般的なものとしました。

☆ 標準的な取扱いの例：建築物の敷地後退距離について

公園事業取扱方針(案)	A公園B地域の場合	C公園D地域の場合	E公園F地域の場合
建築物の水平投影外周線については、公園事業道路（車道）等又は敷地境界線から極力離すよう努める。	公園事業道路:10m 敷地境界線:5m	公園事業道路:20m 敷地境界線:5m	個別の定めなし
標準的な取扱い	公園事業取扱方針(案)の具体化	公園事業取扱方針(案)の具体化	公園事業取扱方針(案)と同様の取扱い

(2) 全事業共通の取扱方針の作成

公園事業の対象施設は多岐に渡ることから、総則的に全事業共通の取扱いを作成し、個別の事業の定めがある場合は、個別の取扱いに従うものとします。

☆ 全事業共通の取扱いと個別の取扱いのイメージ

全事業共通の取扱い	車道	個別の定めあり
	⋮	⋮
	宿舎	個別の定めあり
	⋮	⋮
	展望施設	個別の定めなし = 全事業共通の取扱いを適用
⋮	⋮	

7 今後のスケジュール

パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、公園事業取扱方針を作成します。

なお、各国定公園・各県立自然公園での個別の取扱いについては、地域関係者との合意ができた段階で、順次作成していく予定です。

